

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【会社名】	株式会社ツクイ
【英訳名】	TSUKUI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 靖宏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社ツクイ（以下、「当社」）の代表取締役社長である高橋靖宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、その責任の遂行に当たり、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制が有効に機能しない固有の限界があることから、適切に整備および運用されている場合であっても財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（評価の基準日）

当社は、当事業年度末日である2019年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

（評価手続の概要）

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上でその結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

（評価範囲）

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は当社および連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、当社および連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、一部の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、前連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。この重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および人件費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、上記以外の事業拠点も含めて、虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長 高橋靖宏は、2019年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。